

読みにくい規定: タクシー業務適正化特別措置法

(目的)

第一条

この法律は、

タクシーの運転者の登録を実施し、
指定地域において輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行うとともに、
特定指定地域においてタクシー業務適正化事業の実施を促進すること等の措置を定めることにより、

タクシー事業の業務の適正化を図り、

もつて輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的とする。

《地域指定なし = タクシー運転者の登録を実施》
《指定地域 = 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行う》
《特定指定地域 = タクシー業務適正化事業の実施を促進する》

(指定地域の指定)

第二条の二

国土交通大臣は、

タクシーによる輸送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、
かつ、
道路運送法第二十七条第一項の規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、
同法第十三条の規定に違反する輸送の引受けの拒絶
その他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況

《適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務 → 「輸送の安全」を確保することが困難となるおそれ》

《輸送の引受けの拒絶 → 「利用者の利便」を確保することが困難となるおそれ》

に照らして、

タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域

を、指定地域として指定することができる。

(特定指定地域の指定)

第二条の三

国土交通大臣は、

指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点から
タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域

を、特定指定地域として指定することができる。